

◎新潟県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

見附市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 長岡都市計画下水道事業

(2) 名称 見附市公共下水道

3 事業施行期間

昭和39年8月11日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和39年建設省告示第2070号、昭和40年建設省告示第3438号、昭和48年新潟県告示第250号、昭和49年新潟県告示第1223号、昭和51年新潟県告示第444号、平成5年新潟県告示第776号、平成10年新潟県告示第744号、平成15年新潟県告示第1584号、平成21年新潟県告示第608号、平成26年新潟県告示第1179号及び平成30年新潟県告示第498号の事業地のうち見附市葛巻2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

見附市葛巻2丁目を加える。